

情報最前線

全国大会への出場を補助しています

市では、体育・スポーツの技術の向上や振興発展のため、各種競技大会への出場者に補助金を交付しています。

補助対象事業

○公益財団法人日本体育協会 およびこれに加盟する競技団体主催する全国大会
○前記以外の団体が主催する大会については、地区予選において出場権を獲得したもののまたは主催団体の推薦により参加する大会

○愛媛スポーツ・レクリエーション祭

■補助対象者 市内在住者
■申請方法 補助金交付申請書に必要事項を記入し、予選結果・大会要項・参加者名簿・収支予算書等を添付して大会の1カ月前までに申請。

注意事項

○大会規模や開催場所により、補助金額は異なります。
○市から申請について、ご案内することはありません。

問合せ

○市庁舎別館スポーツ健康課
スポーツ健康係
TEL 089715211255

下水道の供用開始区域が決定しました

下水道が新たに整備された区域について、供用開始の告示を行いました。

このため、区域内にある建物の所有者等は、供用開始の日から6カ月以内に生活排水や浄化槽等の汚水を下水道に接続しなければなりません。

また、くみ取り便所は、供用開始の日から3年以内に水洗便所へ改造し、下水道に接続しなければなりません。

排水設備などの工事

排水設備などの工事は、市の指定工事店で行うことが義務付けられています。工事をされる方は、指定工事店へ申し込み、工事内容や日程などについてご相談ください。

指定工事店が分からない場合は市ホームページをご覧ください。

問合せ

○市庁舎本館下水道業務課
下水道業務係
TEL 089715211224
○東予総合支所建設管理課
上下水道係

下水道事業受益者の申告対象区域

玉津	大谷西、森戸、中土居、川北、川南、玉津、元橋、横黒下、横黒西、市塚 各一部区域
飯岡	半田、上組、堀の内、中野口、西野口、戻川住宅、高砂町 各一部区域
西条	本町三丁目、北浜南 各一部区域
神拝	八丁、古川、王子町 各一部区域
大町	新田、上小川、天皇、沢、中町小川 各一部区域
神戸	釜の口、宵の原、楠、藪の内、中西、西原、棚林 各一部区域
禎瑞	禎瑞中、禎瑞下 各一部区域
橋	西田、西泉東 各一部区域
氷見	大久保、裏、末長、宮の下 各一部区域
周布	周布の一部区域
多賀	北条、三津屋 各一部区域
三芳	三芳の一部区域

下水道使用人数が変更した場合は届け出をしてください

下水道の使用料を使用(世帯)人数で算定している家庭で、世帯人数に変更が生じた場合は、必ず市へ届け出をしてください。

届け出がない場合、住民票の世帯人数で徴収します。

住民票を異動していない長期不在者がいる場合

使用人数で算定している家庭で、市外への就学や入院・施設入所等で長期にわたる不在の世帯員がいる場合は、市

へ届け出てください。後から不在している人数分を差し引いて算定します。

○市庁舎本館下水道業務課
下水道業務係
TEL 089715211224
○東予総合支所建設管理課
上下水道係

長期不在者が世帯のなかにいる場合の届け出

不在事由	届け出に必要な書類	使用料がかからない期間
市外の学校に在学(市外居住)	在学証明書	届け出をした年の年度末まで(年度ごとの届け出必要)
	学生証	学生証の有効期限
入院(1カ月以上)	○医師の診断書 ○請求書・領収書	最長1年間(1年ごとの届け出必要)
施設入所(1カ月以上)	○入所証明書 ○請求書・領収書	最長1年間(1年ごとの届け出必要)
就業のため市外に居住	勤務証明書	最長1年間(1年ごとの届け出必要)
その他の不在事由	○不在証明書 ○公共料金請求書・領収書(不在者の氏名・居住先の記載が必要)	最長1年間(1年ごとの届け出必要)

※印鑑(スタンプ印不可)が必要です。
※届け出より期間が変更した場合も再度、届け出が必要です。